

平成28年1月27日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官石川ちぐさ

平成26年(ワ)第11929号損害賠償等請求事件

平成26年(ワ)第32648号損害賠償等請求反訴事件

口頭弁論終結日平成27年10月14日

判 決

(住所に代わる連絡先)

本訴原告兼反訴被告

A

(以下「原告」という。)

同訴訟代理人弁護士

神 原 元

本訴被告兼反訴原告

B

(以下「被告」という。)

同訴訟代理人弁護士

清 水 信 寿

主 文

- 1 被告は、原告に対し、22万円及びこれに対する平成25年12月11日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告は、原告に対し、別紙被告投稿記事目録記載④、⑰及び⑱の各記事を削除せよ。
- 3 原告は、被告に対し、5万5000円及びこれに対する平成25年12月9日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 原告は、被告に対し、別紙原告投稿記事目録記載の各記事を削除せよ。
- 5 原告のその余の本訴請求及び被告のその余の反訴請求を棄却する。
- 6 訴訟費用は、本訴及び反訴とも、これを3分し、その1を原告の負担とし、その2を被告の負担とする。
- 7 この判決は、第1項及び第3項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

1 本訴

(1) 被告は、原告に対し、別紙被告投稿記事目録記載の各記事を削除せよ。

(2) 被告は、原告に対し、被告が有するツイッター・アカウント「@Thoton」

(<https://twitter.com/Thoton>) に別紙被告謝罪記事目録記載の記事を判決確定日の翌日から1か月間掲載せよ。

(3) 被告は、原告に対し、165万円及びこれに対する平成25年12月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 反訴

(1) 原告は、被告に対し、別紙原告投稿記事目録記載の各記事を削除せよ。

(2) 原告は、被告に対し、原告のツイッター・アカウント「@MisaoRedwolf」

(<https://twitter.com/MisaoRedwolf>) に別紙原告謝罪記事目録記載の記事を本判決の確定日から1か月間掲載せよ。

(3) 原告は、被告に対し、110万円及びこれに対する平成25年12月9日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本訴事件は、原告が、被告に対し、インターネットのウェブサイトには140文字以内の文章を投稿する情報サービスのシステム（以下「ツイッター」といい、ツイッターに投稿される文章（ツイート）を「記事」又は「投稿記事」といい、ツイッター上に利用者が記事を投稿するために取得し、自らを表示する記号を「アカウント」という。）上に投稿した記事が、原告に対する名誉毀損に該当するとして、不法行為に基づく損害賠償及び最後の不法行為の日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めるとともに、当該投稿記事の削除及び謝罪記事の掲載を求める事案である。

反訴事件は、被告が、原告に対し、原告がツイッター上に投稿した記事が、

被告に対する名誉毀損に該当するとして、不法行為に基づく損害賠償及び最後の不法行為の日の翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めるとともに、当該投稿記事の削除及び謝罪記事の掲載を求める事案である。

1 前提事実（争いのない事実又は後掲の証拠等により容易に認められる事実）

(1) 原告は、原子力発電（以下「原発」という。）に反対する活動（以下「反原発活動」という。）を行う複数の個人及び団体によって構成された任意団体である首都圏反原発連合（以下「反原連」という。）の構成員で、かつ、反原連を構成する団体である「NO NUKES MORE HEARTS」の主宰者であり、

「Misao Redwolf」、 「ミサオ・レッドウルフ」又は「ミサオ」の名称で活動するとともに（以下、これらの名称を「活動名」という。）、 ツイッター上に

においてこの活動名を用いた「@MisaoRedwolf」のアカウント名で原発への反対等を内容とする記事を投稿している者である（甲1、3、7、弁論の全趣旨）。

被告は、 ツイッター上において、「@Thoton」のアカウント名で原発からの脱却の提唱や特定秘密保護法案への反対等を内容とする記事を定期的に投稿し、これらに応答する多数の者（フォロワー）との間で継続的に投稿記事の発信を行っている者である（甲8から14まで、弁論の全趣旨）。

(2) 被告は、平成25年12月7日から同月11日にかけて、 ツイッター上に、別紙被告投稿記事目録記載の各記事（以下「本件各被告投稿記事」といい、

同目録記載の①ないし⑱の番号に応じて「被告投稿記事①」のよういう。）

を投稿した。

原告は、同年12月7日から同月8日にかけて、 ツイッター上に、別紙

原

告投稿記事目録記載の各記事（以下「本件各原告投稿記事」といい、別紙

原

告投稿記事目録記載の①ないし⑤の番号に応じて「原告投稿記事①」のよ

う

にいう。)を投稿した。

2 争点及び争点に関する当事者の主張

(1) 本訴の適法性（争点1）

(被告の主張)

原告は、反原連とは別人格であり、反原連の代表者でもない。

そして、本件各被告投稿記事は、反原連に対して向けられたものであって、原告個人に対して向けられたものでないことは一見して明らかである。

したがって、本件各被告投稿記事をもって原告に対する名誉毀損が成立する余地はなく、原告は、本訴において原告がこれらによって侵害されたと主張する法的利益の帰属主体ではないから、原告適格を有しない。

また、被告投稿記事⑧は、被告が他のアカウントを有する者の投稿記事を引用したものにすぎず、被告によって作成されたものではないから、被告はこれについて被告適格を有しない。

したがって、本訴は、原告適格及び被告適格を欠くものであり、不適法である。

(原告の主張)

原告は、本件各被告投稿記事が原告個人の名誉を毀損した旨主張しており、反原連の名誉を毀損したと主張しているものではない。また、本件各被告投稿記事は、後記(2)のとおり、原告に対する名誉毀損に該当する。

したがって、被告の本訴の適法性に関する主張は、その前提を欠くものである。

(2) 本件各被告投稿記事が原告に対する名誉毀損に該当するか否か（争点2）

(原告の主張)

ア 本件各被告投稿記事は、原告を含む反原連の構成員が抗議デモ（政府の原発等に係る政策に抗議するデモをいう。以下同じ。）の参加者のデータを公安警察（公安関係を所掌する警察の部門をいう。以下同じ。）に提供した旨の事実の摘示を含むもので、この事実の摘示は、反原連の中心的な構成員として活動している原告の社会的評価を低下させるものであり、原告に対する名誉毀損に該当する。

イ 本件各被告投稿記事には反原連を主語とする記事が相当数含まれている一方で、本件各被告投稿記事には、以下のような投稿記事が存在する。

(ア) 原告の投稿記事を引用した上で、「あなた方は憲法違反の公安警察の活動に抗議しないばかりか、参加者の動画データを彼らに提供してますよね？」との文章を投稿しているもの（被告投稿記事④の一部）

(イ) 第三者による「「ミサオ率いる反原連によるソトン氏への集団攻撃」が正確なタイトルかもしれませんね」との投稿記事を引用した上で、「そちらのほうがよりの確ですね。そして、その目的は「反原連が抗議参加者の動画データを公安警察に提供した」という疑いをごまかすためです。」との文章を投稿しているもの（被告投稿記事⑰の一部）

上記（ア）の投稿記事は、原告が抗議デモの参加者の動画データを公安警

察

に提供した旨の事実の摘示を含むものであり、上記（イ）の投稿記事は、原

告

を含む複数の反原連の構成員が抗議デモの参加者の動画データを公安警察に提供した事実をごまかすために被告を攻撃した旨の事実の摘示を含むものである。

これらに加えて、被告が、本件各被告投稿記事を行った動機が原告による被告への誹謗等である旨の発言をしていることや、第三者が原告と被告との間の投稿記事のやり取りを引用して評価しているウェブサイトを引用していることに照らせば、被告が本件各被告投稿記事において批判の対象としているのは原告個人であり、それ以外の個人でないことは明白である。

そして、これらの文章とその前後の文脈からすれば、本件各被告投稿記事のうち、「反原連」を主語としているものについても、一般人の普通の注意と読み方を基準とすれば、原告を含む複数の反原連の構成員が抗議デモの参加者の動画データを公安警察に提供した旨の事実を摘示するものにほかならない。

したがって、本件各被告投稿記事は、全体として、原告に対する名誉毀損に該当する。

ウ 被告は、本件各被告投稿記事はいずれも断定的な記載ではないから事実の摘示には当たらない旨主張するが、被告投稿記事①ないし⑰については、いずれも断定的な記載になっていることが明らかである。また、被告投稿記事⑱についても、当該部分の前後の文脈等を考慮すれば、推論の形式を採りつつも、実際には原告が反原連の手下の子分たちに立川駅における「集団リンチ」を命じた旨の事実の摘示とみるべきである。

(被告の主張)

ア 本件各被告投稿記事は、いずれも反原連に向けられたものであって、原告個人に向けられたものではないから、原告に対する名誉毀損に該当しない。本件各被告投稿記事のうち、「あなた方」との記載があるものについても、「あなた方」は反原連の代名詞であり、原告を含む特定の構成員を意味するものではないし、「反原連」が原告を含む複数の反原連の構成員を意味する旨の原告の主張は失当である。

イ また、本件各被告投稿記事は、他のアカウントを有する者が、ツイッター上に反原連と公安警察との癒着を指摘する旨の記事を投稿をしたのを受けて、反原連に対し、事実関係を確認するとともに反論の機会を与える目的で、推測や疑問を交え、断定的な表現を避けた上で、抽象的で不確実な表現をするにとどまっているのであり、事実の摘示には該当しない。

(3) 本件各被告投稿記事について違法性が阻却されるか否か(争点3)

(被告の主張)

本件各被告投稿記事は、仮に原告に対する名誉毀損に該当するとしても、

いずれも公共の利害に関する事実を摘示するものであり、かつ、公益を図る目的で投稿されたものである。

そして、本件各被告投稿記事の摘示する内容は、いずれも真実である。

また、原告は、(ア) ツイッター上の投稿記事において、知り合いの警察官と抗議デモに必要な話合いをしている旨を自認している上、(イ) 過去の抗議デモ

の際、警察の警備車両に備え付けられた拡声器を使って抗議デモの解散を呼びかけており、(ウ) 週刊誌の取材でも、反原連と警察が友好的な関係を築いていることを説明していたこと等から、被告は、反原連と警察とが極めて懇意な関係にあるものと認識し、その上で、反原連が公安警察に動画データを渡していたとする第三者の投稿記事や、立川駅での集団暴行事件への原告を含む反原連の構成員らの関与を示唆する第三者の投稿記事(同事件を「立川奇襲戦」と呼ぶ原告の投稿記事を含む。)を読み、本件各被告投稿記事において

て

摘示した内容が事実であると考えたに至ったのであるから、被告には、本件各被告投稿記事の摘示する事実が真実であると信ずべき相当の理由があったというべきである。

(原告の主張)

本件各被告投稿記事には、公益を図る目的は認められない。

また、本件各被告投稿記事が摘示するような事実はなく、また、被告がそのことを真実であると信ずべき相当の理由もない。

(4) 本件各原告投稿記事が被告に対する名誉毀損に該当するか否か(争点4)

(被告の主張)

本件各原告投稿記事は、被告に対し、「お前の本性丸出し。・... 変態野郎!」,

「抗議に来る女子高生や特定の女性を見る目がおかしい...」など、被告が特定の女性や女子高校生を連日にわたって狙って撮影している旨の事実を摘示し、被告が抗議デモの参加者である特定の女性や女子高校生を嫌らしい目

で見ているなどの悪印象を与えるものであるから、被告に対する名誉毀損に該当する。

また、本件各原告投稿記事の一部に現れている「ソトン」という名称は、被告が日常的に使用している通称を指すものであり、被告のツイッターのアカウントも「@Thoton」であることから、上記の「ソトン」という名称が被告のことを指すことは明らかである。

(原告の主張)

本件各原告投稿記事は、特定の男性が女子高校生の写真を撮影してインターネット上に掲載したことを批判するものであるが、被告を名指しするものではなく、一般人の普通の読み方と注意を基準とする限り、これが被告の行動を批判したものであると理解することはできない。

本件各原告投稿記事の一部には、「ソトン」という批判の客体が記載されているが、この「ソトン」とは、被告のツイッターのアカウント（「@Thoton」）

のカタカナ読みすぎず、一般人の普通の読み方と注意を基準とする限り、

「ソトン」が被告のことを指すということとはできない。

したがって、本件各原告投稿記事は、被告に対する名誉毀損に該当しない。

(5) 本件各原告投稿記事について違法性が阻却されるか否か（争点5）

(原告の主張)

ア 真実性の抗弁

本件各原告投稿記事は、いずれも特定の男性が女子高校生等の女性の写真を撮影してインターネット上に掲載した事実を摘示して批判するものであって、当該事実は、女子高校生等の女性のプライバシー保護という観点から公共の利害に関する事実であり、原告は、女子高校生等の女性のプライバシー保護を訴える目的でこれを投稿したのであるから、専ら公益を図

る目的であることも認められる。

そして、被告が女子高校生等の女性の写真を多数掲載していることは、被告自身が認めているとおり、真実である。

したがって、本件各原告投稿記事のうち、特定の男性が女子高校生等の女性の写真を撮影してインターネット上に掲載した事実を摘示して批判するものについては、違法性が阻却される。

イ 公正な論評の法理

本件各原告投稿記事のうち、「変態野郎」等の評価にわたる部分について

は、多少激烈なものであったとしても、それは被告自身の人格ではなく行為に向けられた非難であるから、人身攻撃にわたるということはできず、公正な論評の範囲を超えるものではないから、これらについても違法性は阻却される。

ウ 正当防衛

本件各原告投稿記事は、いずれも被告が女子高校生等の女性の写真を撮ってインターネット上に掲載することをやめさせようとしたものであり、女子高校生等の女性のプライバシーをインターネットに公開するという被告の不法行為から防衛するためのものであって、その行為は相当性の範囲を超えるものではないから、正当防衛として違法性が阻却される。

(被告の主張)

ア 真実性の抗弁に対する主張

本件各原告投稿記事は、公共の利害に関する事実を摘示するものではない。

本件各原告投稿記事の主たる目的は、専ら被告の社会的評価の低下を図るものであって、専ら公益を図る目的とは認められない。原告は、女子高校生等の女性のプライバシー保護が目的である旨主張するが、被告が撮影した被写体である女子高校生等の女性は、被告の依頼に応じて快く撮影に応じたものであり、被写体によるプライバシーの放棄は明らかである。ま

た、被告は、若者に受け入れられやすい身近な表現を使用することで、若者の抗議デモへの関心を惹こうとしていたものであり、その意図は公益に資するものであった。

本件各原告投稿記事の摘示する事実のうち、特定の女性や女子高校生を狙っているとする点は、事実無根である。

イ 公正論評の抗弁に対する主張

本件各原告投稿記事のうち、「変態野郎」等の評価にわたる部分は、明らかに被告の人格非難に及ぶものであるといえ、公正な論評の範囲を逸脱しているから、違法性は阻却されない。

ウ 正当防衛の抗弁に対する主張

被告が女子高校生等の女性の写真をツイッターに投稿した行為は不法行為に該当するものではなく、本件各原告投稿記事は、相当性の範囲を逸脱しているから、正当防衛は成立しない。

(6) 原告に生じた損害（争点6）

（原告の主張）

原告は、反原連の中心的な構成員であり、反原発活動の中心として社会的評価と信用を得ていた者であって、本件各被告投稿記事によって極めて大きな精神的苦痛を被った。これを慰謝するための慰謝料は 150万円を下げず、

弁護士費用は15万円が相当である。

（被告の主張）

原告の主張は争う。

原告を含む反原連の構成員は、本件各被告投稿記事に対し、被告への誹謗中傷を含む対抗言論を行っており、本件各被告投稿記事を見た者の中に反原連が抗議デモの参加者の動画データを公安警察へ提供したと信じた者はいなかったのであるから、原告らによる対抗言論は奏効したというべきである。

したがって、原告及び反原連が被った損害はない。

(7) 被告に生じた損害（争点7）

（被告の主張）

被告は、ツイッター上において、本件各原告投稿記事に起因する多くの非難を受けており、その名誉を著しく侵害された。この精神的苦痛を慰謝するための慰謝料は100万円を下らず、弁護士費用は10万円が相当である。

（原告の主張）

被告の主張は争う。

第3 争点に対する判断

1 争点1（本訴の適法性）について

被告は、①本件各被告投稿記事は、反原連に対して向けられたものであって、原告個人に対して向けられたものではないから、原告には本訴の原告適格がない、②本件各被告投稿記事のうち一部の記事は、他のアカウントを有する者の投稿記事を引用したものにとすぎず、被告によって作成されたものではないから、被告には本訴のうち当該記事に係る部分の被告適格がない旨主張し、本訴は不適法であり却下されるべきである旨主張する。

しかしながら、被告の上記①及び②の主張に係る事情は、いずれも、本件各被告投稿記事に係る名誉毀損の成否の観点から請求の当否に関わる事柄ではあるものの、原告及び被告の当事者適格の欠缺を基礎付ける事情ではないから、被告の上記主張はいずれも採用することができない。

そして、他に、本訴について当事者適格その他の訴訟要件の欠缺を基礎付ける事情をうかがわせる証拠は見当たらないから、本訴は適法である。

2 争点2（本件各被告投稿記事が原告に対する名誉毀損に該当するか否か）について

(1) 前記前提事実(2)において認定した本件各被告投稿記事は、以下の各類型に分類することができる。

ア 類型1（被告投稿記事①ないし③，⑤，⑥，⑧ないし⑩，⑫，⑭及び⑯）。

以下「類型1投稿記事」という。）

原告の活動名（「Misao Redwolf」，「ミサオ・レッドウルフ」又は「ミサオ」）又はアカウント名（「@Misao Redwolf」）の表記がなく，反原連が抗議デモの参加者の動画データ等の情報を公安警察に提供した旨の記載があるもの。

イ 類型2（被告投稿記事⑦，⑪，⑬及び⑮。以下「類型2投稿記事」という。）

原告の活動名又はアカウント名の表記がなく，「参加者の動画データを公安警察に売った」，「裏で公安とつながっていた」との記載があるもの。

ウ 類型3（被告投稿記事④，⑰及び⑱。以下「類型3投稿記事」という。）

原告の活動名又はアカウント名である「ミサオ」又は「@MisaoRedwolf」の表記があり，抗議デモの参加者の動画データに係る公安警察への提供若しくはその疑いをごまかすための集団攻撃又は集団リンチの指示についての記載があるもの。

(2) 以下，上記(1)アないしウの各類型ごとに，本件各被告投稿記事が原告に対

する名誉毀損に該当するか否かについて検討する。

ア 類型1投稿記事について

ある記事の意味内容が他人の社会的評価を低下させるものであるかどうかは，当該記事についての一般の読者の普通の注意と読み方とを基準として判断すべきものであり（最高裁昭和29年（オ）第634号同31年7

月20日第二小法廷判決・民集10巻8号1059頁参照)、それは、ツイッター上の投稿記事の名誉毀損該当性の判断においても同様であると解される。

類型1投稿記事は、一般の読者の普通の注意と読み方とを基準とすれば、いずれも、反原連を主体として、抗議デモの参加者の動画データ等の情報を公安警察に提供をしたという事実を摘示するものと解されるというべきである。

そして、前記前提事実(1)のとおり、原告は、反原連の構成員であり、反原連を構成する団体を主宰する人物ではあるものの、反原連の代表者であると認めるに足りる証拠はなく、反原連とは法的に別個独立の人格であって、他に、複数の個人及び団体によって構成される任意団体である反原連と原告とが実質的に同一の人格であり、かつ、そのことが一般の読者にとって公知であることを基礎付ける特段の事情を認めるに足りる証拠はない。そして、原告がその主張のとおり反原連において中心的に活動している構成員であるとしても、上記の判断を左右するに足りるものではない。

したがって、類型1投稿記事は、複数の個人及び団体によって構成される任意団体である反原連を主体とする事実の摘示を内容とするものであり、これをもって直ちに、反原連とは法的に別個独立の人格である原告個人の社会的評価を低下させるものということとはできないから、類型1投稿記事は、いずれも原告に対する名誉毀損に該当するものとはいえない。

イ 類型2投稿記事について

類型2投稿記事は、いずれも、主体を明示することなく、「参加者の動画データを公安警察に売った」、「裏で公安とつながっていた」等の事実を摘示するものである。

そして、類型2投稿記事においては、主体が明示されていないものの、これらの投稿の前後の近接した時刻において、反原連が抗議デモの参加者の動画データ等の情報を公安警察に提供した旨の事実を摘示する内容の類型1投稿記事が同一のアカウント名で連続的に投稿されていることに照ら

せば、これらの前後の文脈を踏まえて一般の読者の普通の注意と読み方とを基準とすれば、類型2投稿記事も、類型1投稿記事と同様に、反原連を主体とする事実の摘示であると解するのが相当である（主体が明示されていないことに照らしても、殊更に類型1投稿記事と別異に解して特定の個人を主体とするものとみることはできない。）。

したがって、類型2投稿記事も、類型1投稿記事と同様に、複数の個人及び団体によって構成される任意団体である反原連を主体として、抗議デモの参加者の動画データ等の情報を公安警察に提供した旨の事実を摘示するものと解され、これをもって直ちに、反原連とは法的に別個独立の人格である原告個人の社会的評価を低下させるものということとはできないから、原告に対する名誉毀損に該当するものとはいえない。

ウ 類型3投稿記事について

(ア) 類型3投稿記事のうち、被告投稿記事④は、原告のアカウント名である「@Misao Redwolf」及びその投稿記事である「初日も次の日もどんだだけJKの写真あげてんだよ。お前の本性丸出し。変態野郎！」を引用した上で、「あなた方は憲法違反の公安警察の活動に抗議しないばかりか、参加者の動画データを彼らに提供してますよね？」等の文章を投稿するものである。

上記の記事の内容及び被告投稿記事①ないし③に係る前記アの文脈を踏まえて一般の読者の普通の注意と読み方とを基準とすれば、被告投稿記事④における「あなた」とは、引用されているアカウント名「@Misao Redwolf」で表記される原告のことを指し（このアカウント名は、原告の本名「操」のローマ字表記を含む活動名を用いており、原告についてはこの活動名で雑誌の取材記事（甲3）が刊行されていることも踏まえると、それ自体が原告を特定し得る呼称の表記であるということができる。）、「あなた方」とは、原告及び他の複数の反原連の構成員を指すものと解され、また、形式上は末尾に疑問符が付されているものの、実

質的にはこれらの者によって当該動画データの公安警察への提供がされていることを事実として指摘する趣旨が示されているものといえるから、被告投稿記事④は、原告及び他の複数の反原連の構成員が抗議デモの参加者の動画データを公安警察に提供している旨の事実を摘示するものと解される（後記（４）ウ（ア）参照）。

そして、私人である原告がその活動に賛同する抗議デモの参加者の動画データを公安警察に提供しているという事実の摘示は、原告が、抗議デモの参加者のプライバシーを侵害するとともに、自らの提唱する活動の賛同者に対する背信行為を行っているとの印象を読者に与えるものであり、原告の社会的評価を低下させるものであるといえるから、被告投稿記事④は、原告に対する名誉毀損に該当するものというべきである。

(イ) 類型３投稿記事のうち、被告投稿記事⑰は、アカウント名

「@yura47gmailcom」による「「ミサオ率いる反原連によるソトン氏への集団攻撃」が正確なタイトルかもしれませんね」との投稿記事を引用した上で、「そちらのほうがよりの確ですね。そして、その目的は「反原連が抗議参加者の動画データを公安警察に提供した」という疑いをごまかすためです。」との文章を投稿するものである。

証拠（甲１１から１４まで、乙１から９まで）によれば、本件各被告投稿記事や本件各原告投稿記事が投稿される以前に、被告が複数の女性を含む抗議デモの参加者の写真を撮影して自らの相当数の投稿記事に掲載し、その女性らにつきコメントを付していたこと(後記４(２)ウ(７)参照。以下、これらの記事を「訴外各被告写真記事」ともいう。)に関して、これらの写真の掲載やコメントの内容等につき原告や複数の第三者が被告を批判する内容の記事を投稿していたこと(後記４(２)ウ(イ))参照。以下、これらの記事を「本件各批判記事」ともいう。)を認めることができ、被告投稿記事⑰において被告に対する「集団攻撃」とされているのは、本件各批判記事の投稿を指すものと解される。

そして、被告投稿記事⑰は、「ミサオ」（原告の活動名）と称される者が反原連を率いて「ソトン」（被告のアカウント名「@Thoton」の音読み表記）と称される者に対し「集団攻撃」を行っている旨の第三者の投稿記事を引用し、その内容を的確なものとして援用した上で、その「集団攻撃」と称された本件各批判記事の投稿が「反原連が抗議参加者の動画データを公安警察に提供した」という疑いをごまかすために行われた旨を記載しているものであるから、上記ア、イ及び上記（ア）の前後の文脈を踏まえて一般の読者の普通の注意と読み方とを基準とすれば、「ミサオ」の活動名で表記される原告が複数の反原連の構成員を率いて「反原連が抗議参加者の動画データを公安警察に提供した」という疑いをごまかすために被告に対し「集団攻撃」（本件各批判記事の投稿）を行っている旨の事実を摘示するものとみることができ、このような事実の摘示は、上記(ア)のプライバシー侵害や背信行為の存在を前提として原告がこれを糊塗する工作をしているとの印象を読者に与えるものであり、原告の社会的評価を低下させるものであるといえることができる。

したがって、被告投稿記事⑰は、原告に対する名誉毀損に該当するものというべきである。

(ウ) 類型3投稿記事のうち、被告投稿記事⑱は、アカウント名

「@yura47gmailcom」による「ミサオ...自分に意に沿わない人物を子分たちに「非国民」と攻撃させてた」との投稿記事を引用した上で、「じゃあ、あの集団リンチも彼女が命じたのかもしれないね。怖くなりました。やはり、皆さん、関わらないほうが正解かも。」との文章を投稿するものである。

これは、上記ア、イ及び上記（イ）の前後の文脈を踏まえて一般の読者の普通の注意と読み方とを基準とすれば、「ミサオ」（原告の活動名）と称される者が、自らの子分として支配する者らに集団リンチを命じて実行させた事実を摘示するものであるとみることができ（後記（４）ウ（ウ）参照）、このような事実の摘示は、原告を集団リンチという反社会的行為の

首謀者として摘示するものであって、原告の社会的評価を低下させるものであるということが出来る。

したがって、被告投稿記事⑱は、原告に対する名誉毀損に該当するものというべきである。

(3) ア これに対し、原告は、類型1投稿記事及び類型2投稿記事に関して、本件各被告投稿記事の中には、原告が抗議デモの参加者の動画データを公安

警察に提供した旨や、原告及び他の複数の反原連の構成員が上記の動画データを公安警察に提供した事実をごまかすために被告に対し集団攻撃（本件各批判記事の投稿）をした旨の事実の摘示を含むものがある上、被告が本件各被告投稿記事を投稿した契機が原告の被告に対する誹謗等である旨の発言をしていること等に照らせば、被告が本件各被告投稿記事において批判の対象としているのは原告個人であることが明白であり、これらの文章とその前後の文脈に照らして一般人の普通の注意と読み方を基準とすれば、本件各被告投稿記事のうち「反原連」の語を主語としているものについても、原告個人を主体として抗議デモの参加者の動画データを公安警察に提供した旨の事実を摘示するものにほかならない旨主張する。

イ 原告の指摘に係る前後の文脈の検討に当たって前提となる事実経過として、証拠（甲11から14まで）及び弁論の全趣旨によれば、本件各被告投稿記事の投稿の経緯に関し、以下の事実を認めることができる。

(ア) 被告が最初に反原連について言及した「デモ主催者の反原連が情報を提供してるのでしょうか。」との平成25年12月7日午前2時47分の被告投稿記事①は、第三者のアカウント名「@kikko_no_blog」による「官邸前の反原発デモに参加している市民のことを公安調査庁が調査・監視していたことが発覚。この事実は公安調査庁が公開した資料に明記してある。」との投稿記事を引用して投稿されている。

(イ) 被告が次に反原連について言及した「やはり、反原連が公安に饗応され情報を提供していたのですか。彼らを反秘密保護法運動などから追放す

ることが大事ですね」との同日午前11時3分の被告投稿記事②は、第三者のアカウント名「@counter_mm」による「実際にコミットしたことがあるからわかるけど、野間周辺とか反原連の病的な公安との親和性。具体的に言えば動画データを警察に渡してしまったりしていた」との投稿記事を引用して投稿されている。

(ウ) 被告による同日の他の投稿記事において、「@Misao Redwolf」, 「ミサオ」等の原告を指す呼称については言及されておらず、原告を指す呼称について最初に言及されたのは同月8日午前2時45分の被告投稿記事④であり、同投稿記事は、「初日だけでなく次の日も、どんだけ特定のJKの写真あげてんだよ。お前の本性丸出し。...変態野郎!」との同月7日午前8時25分の原告投稿記事①をほぼそのまま引用して投稿されている。

(エ) 被告が同月8日に被告投稿記事④の後に投稿した記事においては、反原連がデモ参加者の動画データを公安警察に提供していたとして反原連を主体とする事実の摘示がされており、また、そのうちの相当数の記事(被告投稿記事⑤から⑦まで、⑨から⑪まで及び⑬から⑯まで)は、被告に対し上記の摘示に係る事実の根拠等を問い合わせた第三者のアカウント名(「@imaitko」, 「@sangituyama」)による投稿記事に対して被告が応答する形で投稿されている。

(オ) 被告は、同月11日、アカウント名「@yura47gmailcom」による「「ミサオ率いる反原連によるソトン氏への集団攻撃」が正確なタイトルかもしれないね」との投稿記事を引用した上で、「そちらのほうがよりの確ですね。そして、その目的は「反原連が抗議参加者の動画データを公安警察に提供した」という疑いをごまかすためです。」との被告投稿記事⑰(午前0時36分)を投稿したほか、「彼女が被害者を演じてるのはおかしいと思います。第三者の認識はこう→「反原発MisaoRedwolfが誹謗、thotonが見限る」」との投稿記事(午後11時37分)や、「ミサオ氏が

カウンターMMさんのツイート内容に反論するのではなく、リツイートした私に対して「変態野郎!」「特定の女性を狙ってずっと撮影」などと誹謗した、あるいはデマを流したことがヒートアップしたきっかけだと思っています。」との投稿記事(午後11時48分)を投稿した。

ウ 上記イにおいて認定した事実によれば、被告は、第三者のアカウント名で投稿された反原連の公安警察との協力関係を示唆する記事の内容を前提として、両者の組織的な関係を批判する目的で被告投稿記事①及び②を投稿したものと認めることができる一方で、これらの記事が投稿される以前において、被告は原告を含む反原連に所属する特定の個人について特段言及していないことが認められ、これらの経緯も併せ考慮すれば、本件各被告投稿記事のうち当初の記事が、組織としての反原連にとどまらずその構成員である原告等の個人を行為の主体として特定した上で公安警察への情報提供の事実を摘示するものであったとは認め難い。

他方、前記(2)ウのとおり、各記事の文面上、被告投稿記事④は、原告を含む複数の反原連の構成員が抗議デモの参加者の動画データを公安警察に提供している旨の事実を摘示し、被告投稿記事⑦は、原告が上記の事実の疑いをごまかすために反原連を率いて被告に対し集団攻撃(本件各批判記事の投稿)を行っている旨の事実を摘示したものとみることができるものの、被告投稿記事④は、原告個人が投稿した原告投稿記事①を被告に対する攻撃と捉えた上で、これに反論する記事として投稿されたものであり、被告投稿記事⑦は、原告個人が投稿した本件各原告投稿記事が被告への集団攻撃であるとする第三者の投稿記事を支持する記事として投稿されたものであると認められ、被告投稿記事④及び⑦は、このような原告個人の投稿記事の内容に関する直近の原告又は第三者の投稿記事への応答という文脈から原告個人に関する事実を摘示する内容となったものとみるのが相当である。これに対し、被告投稿記事④及び⑦の前後に投稿された反原連を主体とする事実の摘示を内容とする類型1投稿記事及び類型2投稿記事は、これらの記事の内容自体が当初の投稿記事と同様に専ら反原連の対応を批

判する文面のものであることに加え、その前後の経緯に照らしても、上記のような原告個人の内容に関する直近の原告又は第三者の投稿記事への応答という文脈で投稿されたものとは認め難く、被告が本件各被告投稿記事の投稿を開始した当初と同様に、組織としての反原連と公安警察との組織的な関係を批判する記事として投稿されたものと認めるのが相当である。

工 以上のような本件各被告投稿記事の内容やその前後の経緯等を踏まえて、一般の読者の普通の注意と読み方とを基準とすれば、類型1投稿記事及び類型2投稿記事は、その前後の文脈を勘案しても、原告個人を主体として抗議デモの参加者の動画データを公安警察に提供した旨の事実を摘示したものとみるのは困難であるといわざるを得ず、原告の上記アの主張は採用することができない。

(4)ア 他方、被告は、類型3投稿記事を含む本件各被告投稿記事は、当事者である反原連に対し、事実関係を確認し、かつ、反論の機会を与える目的で、

推測や疑問を交え、断定的な表現を避けた上で抽象的で不確実な表現をするにとどまっており、事実の摘示には該当しない旨主張する。

イ 一般に、記事の名誉毀損の成否が問題となっている部分について、そこに用いられている語のみを通常の意味に従って理解した場合には、証拠等をもってその存否を決することが可能な他人に関する特定の事項を主張しているものと直ちに解せないときにも、当該部分の前後の文脈や、記事の公表当時に一般の読者が有していた知識ないし経験等を考慮し、当該部分が、修辞上の誇張ないし強調を行うか、比喩的表現方法を用いるか、又は第三者からの伝聞内容の紹介や推論の形式を採用するなどによりつつ、間接的ないしえん曲に上記事項を主張するものと理解されるならば、当該部分は、事実を摘示するものとみるのが相当であると解される（最高裁平成6年（オ）第978号同9年9月9日第三小法廷判決・民集51巻8号3804頁参照）。

ウ(ア) 被告投稿記事④について

被告投稿記事④は、原告のアカウント名及びその投稿記事を引用した上で、「あなた方は憲法違反の公安警察の活動に抗議しないばかりか、参加者の動画データを彼らに提供してますよね？」と投稿するものであり、形式上は末尾に疑問符が付されているものの、①その文面の内容自体、原告を含む複数の者が抗議デモの参加者の動画データを公安警察に提供したか否かについて、その提供をしているという被告の見方を示した上で念押しする表現を採っていることに加え、②被告は、被告投稿記事④の前後において、反原連が抗議デモの参加者の動画データ等の情報を公安警察に提供した旨の事実の摘示を含む記事を相当数投稿しており（甲12）、また、本件全証拠によっても、これらの記事の投稿当時において上記の事実の存否について一般の読者が特段の知識を有していたとは認められないから、被告投稿記事④は、上記の文面の内容及びその前後の投稿記事の文脈や投稿内容に関する一般読者の知識等に照らせば、原告に対する単なる問いかけにとどまらず、その実質において、当該動画データの公安警察への提供がされたことを事実として指摘する趣旨が示されており、原告を含む複数の反原連の構成員が抗議デモの参加者の動画データを公安警察に提供した旨の事実を摘示したものとみるのが相当である。

(イ) 被告投稿記事⑭について

被告投稿記事⑭は、原告が反原連を率いて被告に対し集団攻撃（本件各批判記事の投稿）を行っている旨の第三者のアカウント名による投稿記事を引用した上で、「そちらの方がよりの確ですね。そして、その目的は「反原連が抗議参加者の動画データを公安警察に提供した」という疑いをごまかすためです。」との内容が記載されており、上記の文面の内容自体に照らしても、反原連が抗議デモの参加者の動画データを公安警察に提供したという疑いをごまかすために原告が反原連を率いて被告に対し集団攻撃（本件各批判記事の投稿）を行っている旨の事実を摘示するものとみるほかはない。

(ウ) 被告投稿記事⑱について

被告投稿記事⑱は、第三者のアカウント名による「ミサオ...自分に意に沿わない人物を子分たちに「非国民」と攻撃させてた」との投稿記事を引用した上で、「そんな人なのですか。じゃあ、あの集団リンチも彼女が命じたのかもしれませんがね。」との文章を投稿するものであり、形式上は末尾の文言が「かもしれませんがね」とされているものの、「そんな人なのですか。じゃあ、」との文脈からは、原告が自らの子分たちに集団リンチを命じたとの被告の見方を示すものといえる上、(7) 証拠(甲14)によれば、被告は、被告投稿記事⑱において続けて、「怖くなりました。やはり、皆さん、関わらないほうが正解かも。」と記載しているほか、その前後において、反原連や原告に批判的な複数の記事を投稿した上で、「反原連と早く手を切らないと、共産党が同志リンチや暴力革命をする危険な団体だと誤解されてしまう。」等の記事の投稿を行っており、反原連や原告との関わりによって暴力等による危害の及ぶ危険を示唆していることが認められ、また、(イ) 本件全証拠によっても、第三者の投稿記事において立川駅で行われたとされている集団リンチへの原告の関与の有無について一般の読者が特段の知識を有していたとは認められないから、被告投稿記事⑱は、上記の文面内容及びその前後の投稿記事の文脈や投稿内容に関する一般読者の知識等に照らせば、原告が自らの子分として支配する複数の者らに集団リンチを命じて行わせた旨の事実を摘示するものとみるのが相当である。

エ 以上によれば、被告の上記アの主張はいずれも採用することができない。

3 争点3 (本件各被告投稿記事について違法性が阻却されるか否か) について

- (1) 名誉毀損については、当該行為が公共の利害に関する事実に係り、専ら公益を図る目的に出た場合において、摘示された事実が真実であると証明されたときは、当該行為は違法性を欠いて、不法行為にならないものというべきであり、また、摘示された事実が真実であることが証明されなくても、その

行為者においてその事実を真実と信ずるについて相当の理由があるときには、

当該行為には故意又は過失がなく、不法行為は成立しないものと解するのが相当である（最高裁昭和37年（オ）第815号同41年6月23日第一小法廷判決・民集20巻5号1118頁等参照）。

(2) 類型3投稿記事の摘示する事実の真実性について

ア 被告は、類型3投稿記事を含む本件各被告投稿記事の摘示する事実はいずれも真実であるから、違法性が阻却される旨主張する。

イ しかしながら、類型3投稿記事のうち、(ア)被告投稿記事④において摘示された、原告及び他の複数の反原連の構成員が抗議デモの参加者の動画データを公安警察に提供している旨の事実及び(イ)被告投稿記事⑱において摘

示された、原告が自らの子分として支配する者らに集団リンチを命じて実行させた旨の事実につき、これらの事実の存在の根拠として挙げられている証拠は、それぞれ本件各被告投稿記事及び他の被告の投稿記事の中で引用されている第三者の投稿記事のみであるところ、何らの客観的な根拠や証拠も示されていない第三者の上記投稿記事のみをもって、上記の事実が真実であると認めることはできず、他に上記の事実が真実であると認めるに足りる証拠はない。

したがって、被告投稿記事④及び⑱の摘示する事実が真実であると認めることはできない。

また、類型3投稿記事のうち、被告投稿記事⑰において摘示された、原告が反原連を率いて反原連が抗議デモの参加者の動画データを公安警察に提供したという疑いをごまかすために被告に対する集団攻撃を行っている旨の事実については、前記2(2)ウ(イ)のとおり、被告投稿記事⑰において被告に対する「集団攻撃」とされているのは原告や複数の第三者による本件各批判記事の投稿を指すものと解され、後記4(2)ウ(ア)及び5(2)ウのとおり、

その批判の対象とされた訴外各被告写真記事における女性らの写真に係るコメントの表現には適切さを欠くものが含まれていたところ、これらの訴外各被告写真記事に対する批判を内容とする本件各批判記事の投稿の目的が、反原連が抗議デモの参加者の動画データを公安警察に提供したという疑いをごまかすためであったことを認めるに足りる客観的な証拠は見当たらず、原告や複数の第三者による本件各批判記事の投稿が上記のような所論の目的でされたものであったとは認められない。

したがって、被告投稿記事⑰が摘示する事実についても、真実であると認めることはできない。

ウ したがって、前記(1)の公共性や公益性の点を措くとしても、被告の上記アの主張はその前提を欠き、採用することができない。

(3) 被告が類型3投稿記事の摘示する事実を真実と信ずるについての相当の理由の有無について

ア 被告は、原告が、(7) 知り合いの警察官と抗議デモに必要な話合いをしている旨の記事の投稿をしており、(イ) 警察車両に備え付けられた拡声器を使

って抗議デモの解散を呼びかけていること等から、反原連と警察とが極めて懇意な関係にあると認識し、その上で、反原連が公安警察に動画データを渡していた旨の第三者の投稿記事を読み、本件各被告投稿記事の摘示する内容が事実であると考えたに至ったのであるから、被告には被告投稿記事④を含む本件各被告投稿記事の摘示する事実が真実であると信ずべき相当の理由があり、その事実の摘示に係る違法性が阻却される旨主張する。

イ しかしながら、仮に被告の上記ア(7)及び(イ)の事実が認められたとしても、それらは、原告が抗議デモの主催者である反原連の構成員としてその実施

に当たって所要の手續等の事項を警察と調整しながら抗議デモを運営していることをうかがわせるにとどまり、それ以上に、抗議デモの参加者の動画データ等の個人情報を公安警察に提供するなど、抗議デモの参加者のプ

ライバシーを侵害する行為をしたことを推認させるものであるとはいえず、仮に、被告が、上記ア（ア）及び（イ）の事実を踏まえ、反原連が公安警察に上記の動画データを渡していた旨の第三者の投稿記事を読んで、原告及び他の複数の反原連の構成員が抗議デモの参加者の動画データを公安警察に提供している旨の摘示に係る事実が真実であると信じたとしても、上記②イのとおり上記の第三者の投稿記事には何らの客観的な根拠や証拠も示されていない以上、そのことについて相当の理由があったということとはできない。

ウ したがって、前記(1)の公共性や公益性の点を措くとしても、また、被告の主張に係る事実を前提としたとしても、被告が被告投稿記事④の摘示する事実を真実であると信ずるについて相当の理由があったとはいえないから、被告の上記アの主張はその前提を欠き、採用することはできない。

4 争点4（本件各原告投稿記事が被告に対する名誉毀損に該当するか否か）について

(1) 本件各原告投稿記事は、被告が抗議デモに参加した特定の女性や女子高校生を狙って撮影した多数の写真を自らの投稿記事に掲載した旨の事実を摘示した上で（原告投稿記事①、③及び⑤）、これについて「お前の本性丸出し」、

「変態野郎」（原告投稿記事①）、「まじキモイ」、「ほんと最悪な変態」（原告投稿記事②）、「被害者続出ですね」（原告投稿記事④）、「抗議に来る女子高生や特定の女性を見る目がおかしい事は前々から感じてはいた」（原告投稿記事⑤）との評価を述べるものであり、被告が特定の女性や女子高校生に対する変質的な性向を有しているとの印象を読者に与えるものであり、被告の社会的評価を低下させるものであるといえるから、本件各原告投稿記事はいずれも被告に対する名誉毀損に該当するものというべきである。

(2)ア これに対し、原告は、原告投稿記事①から④までは、被告本人を名指しするものではなく、原告投稿記事⑤に批判の客体として記載されている

「ソ

トン」についても、被告の通称ではなく、被告のアカウント名ですらないから、本件各原告投稿記事は、いずれも被告の社会的評価を低下させるものではない旨主張する。

イ しかしながら、前提事実（1）のとおり、被告は、ツイッター上において、

「@Thoton」のアカウント名で定期的に記事の投稿を行い、これらに応答する多数の者（フォロワー）との間で継続的に投稿記事の発信を行っており、また、被告の投稿記事の多くの冒頭には上記アカウント名を冠した

「Thoton News Tokyo」の名称が記載されるとともに、上記のアカウントにおいて最初に表示される画面（トップページ）には被告本人の顔写真も掲載されている（甲9から14まで、弁論の全趣旨）ところ、証拠（甲8）

及び弁論の全趣旨によれば、被告は、本件各原告投稿記事の投稿以前から、

ツイッター上の上記アカウント名による被告の投稿記事において、自らの呼称として、上記アカウント名と併記する形で、その音読み表記である

「ソ

トン」や、被告の本名を推知させる「Thoton Akimoto」、 「秋元貴之」等の呼称を表記し、「株式会社Thoton Global Computing」の代表取締役であ

る旨も記載しており、上記のフォロワーである第三者の投稿記事の中でも、

被告の投稿記事についてこれらの呼称等（上記「ソトン」の平仮名表記の「そとん」を含む。）により投稿者を特定した上で論評や発信がされていることが認められ、これらの事実を照らし、一般の読者の普通の注意と読み方とを基準とすれば、上記アカウント名の「@Thoton」やその音読み表記である「ソトン」又は「そとん」の名称は、被告の投稿記事の内容に言及する投稿記事の中でその主体としてこれらの名称が掲記されているときは、

被告を特定し得る呼称として表記されているものとみるのが相当である。

ウ 本件各原告投稿記事の投稿に至る経緯についてみるに、証拠（甲9から18まで）及び弁論の全趣旨によれば、（ア）被告は、平成25年12月5日
日から6日にかけて、自らの相当数の投稿記事に、複数の若い女性を含む抗議デモの参加者の写真を自ら撮影して掲載するとともに、これらの写真の女性らにつき、「国会議事堂前に多数の高校生が!」、「国会議事堂前にケ
ー
タイを持ったJKが!」、「国会議事堂前で特定秘密保護法の廃案を訴えるJK
K
（女子高生）」、「国会前に押し掛けて騒いでいるJK」、「国会正門前に
また
多数のJKが!」、「JKが拡声器で絶叫」、「拡声器で絶叫JK軍団、国会
会
正門前で「廃案」叫ぶ」、「明日もきっと沢山来ますよ」、「寒中ナマ脚抗議」
、「この2人のJKは黒タイツでした」、「国会正門前で絶叫する若い女性私も悶絶しそうになりました」等のコメントを投稿し、これらの訴外各被告
写真記事には、被告のアカウント名「@Thoton」が掲記され、冒頭に
「Thoton
News Tokyo」の名称が掲記されていたこと、（イ）同月6日から8日にかけて、第三者のアカウント名による複数の投稿記事（本件各批判記事のうち原告の投稿記事以外のもの）において、訴外各被告写真記事における上記写真の掲載や上記コメントの文面等について批判的な論評を加えた投稿記事が掲載されており、その中には訴外各被告写真記事の投稿者を上記アカウント名「@Thoton」や「ソトン」、「そとん」等の呼称で表記するものが含まれていたことが認められる。

そして、原告投稿記事⑤は、訴外各被告写真記事の内容等に言及した上でその主体として「ソトン」の呼称を掲記している以上、被告を行為の主体として明示した上で上記（1）の内容の事実を摘示するものといえるから、被告の社会的評価を低下させるものであるということが出来る。

また、原告投稿記事⑤に先立って投稿された原告投稿記事①から④までは、記事自体に被告のアカウント名等の呼称が記載されていないものの、被告のアカウント名や「そとん」等の呼称を表記した訴外各被告写真記事を批判する内容のものであり、（a）原告投稿記事①において、訴外各被告写真記事の投稿者を「お前」と二人称で呼んだ上で、特定の女子高校生の写真を繰り返し投稿記事に掲載しているなどとして、「本性丸出し」、「変態野郎」等と批判し、（b）原告投稿記事2～4までにおいて、原告投稿記事1と連続する内容の記事として（原告投稿記事②及び④は、訴外各被告写真記事を批判する第三者の投稿記事のアカウント名も掲記し、当該第三者への支持を表明している。）、特定の女性や女子高校生を狙って撮影しているなどとして、「まじキモイ」、「最悪な変態」「JK問題」、「被害者続出」等と批判しており、（c）原告投稿記事①の投稿から、「ソトン」の名称を明記した上で「抗議に来る女子高生や特定の女性を見る目がおかしい」等と記載した原告投稿記事⑤の投稿まで、平成25年12月7日の午前8時25分から翌日の午前6時8分までの約21時間余の間の近接した時刻にこれらの連続的な投稿がされていること等に照らすと、一般の読者の普通の注意と読み方とを基準としてこれらの一連の投稿記事を全体としてみれば、原告投稿記事①から⑤までは、訴外各被告写真記事の投稿者である被告を主体として、同人が抗議デモに参加した特定の女性や女子高校生を狙って撮影した多数の写真を自らの投稿記事に掲載した旨の事実を摘示してこれを

批判するものと理解されるから、原告投稿記事②から④までを含めて本件各原告投稿記事の全体が被告の社会的評価を低下させるものとみるのが相当である。

エ 以上によれば、原告の上記アの主張は採用することができない。

5 争点5（本件各原告投稿記事について違法性が阻却されるか否か）について

(1) 上記4 (1) のとおり、本件各原告投稿記事は、原告が抗議デモに参加した特定の女性や女子高校生を狙って撮影した多数の写真を自らの投稿記事に掲載した旨の事実を摘示するものと、ばにこれらの摘示に係る事実につき、「変態

野郎」、「まじキモイ」、「ほんと最悪な変態」、「被害者続出ですね」、「抗議に

来る女子高生や特定の女性を見る目がおかしい事は前々から感じてはいた」などの論評等を表明するものから構成される。

(2) まず、本件各原告投稿記事のうち、上記 (1) (ア) の事実の摘示に該当する部分につき、違法性が阻却されるか否かについて検討する。

ア 原告は、本件各原告投稿記事は、被告が抗議デモに参加した特定の女性や女子高校生を狙って撮影した多数の写真を自らの投稿記事に掲載した旨の事実を摘示する部分については、被告が抗議デモに参加した女子高校生等の女性を撮影した多数の写真を自らの投稿記事に掲載したのは事実であり、本件各原告投稿記事は、これらの写真を掲載された女子高校生等の女性のプライバシー保護の観点から行われたものであって、公益を図る目的で公共の利害に関する事実を投稿したものであるから、違法性が阻却される旨主張する。

イ この点について、証拠（甲9から11まで）によれば、被告が撮影して自らの相当数の投稿記事に掲載した抗議デモの参加者の写真の中に、複数の若い女性の写真が含まれていることは事実であると認められる。

ウ しかしながら、(ア) 証拠（甲9から11まで）によれば、上記イの掲載の

前後における被告の投稿記事の中には、男女の別なく多数の抗議デモの参加者を群衆として撮影した写真を掲載するものも一定数含まれているほか、抗議デモに参加した若い男性らの写真を掲載した上で、「国会議事堂正門前は、若者の姿が目立ちました。ツイッターで知り、駆けつけたという高校生もいました。明日はもっと多数の人々に結集して欲しいです。特定秘密保護法を絶対に廃案に追い込もう！」等と述べるものもあることが認められ、これらの投稿記事の内容は、自らの支持する抗議デモへの若者の関心を惹こうとしていたとする被告の主張に沿う意図をうかがわせるものといえるところ、(イ)前記4(2)ウ(ア)のとおり、訴外各被告写真記事においては、若い女性らの写真を掲載した上でこれらの写真にコメントが付されているが、その中には「ナマ脚」、「JKは黒タイツ」、「悶絶しそうになりました」

等と記載するなど表現に適切さを欠くものが含まれており、訴外各被告写真記事に掲載された同一の抗議デモに参加する群衆を撮影した写真の一部には同一の女性が写っているものも数枚あること(甲9)は認められるものの、(ウ)被告による抗議デモの参加者の写真の撮影及び掲載が殊更に特定

の女性や女子高校生を狙って行われたことを認めるに足りる客観的な証拠は見当たらず、また、原告がそのことを真実であると信ずるについて相当の理由があったことを基礎付ける事情を認めるに足りる客観的な証拠も見当たらないといわざるを得ず、上記(イ)の事情を勘案しても、上記の認定が

左右されるものとはいえない。

したがって、本件全証拠によっても、被告が自らの相当数の投稿記事に掲載した抗議デモの参加者の写真が、特定の女性や女子高校生を狙って撮影し掲載したものである旨の本件各原告投稿記事の摘示する事実は、被告の名誉を毀損する主要な部分において真実であると認めるには足りず、原告がこれを真実であると信ずるについて相当の理由があったと認めるにも

足りないから、原告の上記アの主張はその前提を欠くものというべきである。

- (3) 次に、本件各原告投稿記事のうち、上記(1)(イ)の論評等の表明に該当する部分につき、違法性が阻却されるか否かについて検討する。

ア 論評を表明する行為による名誉毀損については、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図るものである場合において、当該論評の前提としている事実が主要な点について真実であることの証明があったときは、人身攻撃に及ぶなど正当な論評としての範囲を超えるものでない限り、当該行為は違法性を欠き、不法行為は成立しないものと解される（最高裁昭和60年（オ）第1274号平成元年12月21日第一小法廷判決・民集43巻12号2252頁等参照）。

イ 原告は、本件各原告投稿記事のうち、「本性丸出し」、「変態野郎」、「まじ

キモイ」、「ほんと最悪な変態」、「被害者続出ですね」、「抗議に来る女子高

生や特定の女性を見る目がおかしい事は前々から感じてはいた」等の論評等を表明する部分（前記(1)(イ)）については、その一部に多少表現が激烈なものが含まれているとしても、被告自身の人格ではなく行為に向けられた非難であり、人身攻撃にわたるものとはいえず、公正な論評の範囲を超えるものではないから、これらについて違法性は阻却される旨主張する。

ウ この点について、本件各原告投稿記事のうち、上記イの論評等の表明に該当する部分については、被告が自らの相当数の投稿記事に掲載した抗議デモの参加者の写真が、特定の女性や女子高校生を狙って撮影し掲載したものである旨の事実（前記(1)(ア)）をその前提とするものと解されるところ、

上記の事実の摘示のうち、被告が特定の女性や女子高校生を狙って写真の撮影及び掲載を行ったとする部分は、本件各原告投稿記事において原告が撮影対象の女性のプライバシー保護等の観点から行ったとする論評等の主

要な部分であるということができ、かつ、上記（２）のとおり、この主要な事実が真実であると認めることができないのであるから、原告の上記イの主張はその前提を欠くものといわざるを得ない。

また、被告が前記（２）ウのようなコメントを付して複数の女性を含む抗議デモの参加者の写真を自らの投稿記事に掲載したことについては、その後被告が写真を掲載された女性本人を名乗る複数の女性から写真の削除の依頼を受けて一部の写真を削除していること（甲１２、１３）に照らし、被告がこれらの女性らから写真の掲載の許可を事前に得ていなかったと認められることに加え、前記（２）ウのとおり、訴外各被告写真記事におけるこれらの女性らの写真に付されたコメントの表現には適切さを欠くものが含まれていたことも併せ考えれば、これを批判すること自体が正当な論評の範囲を超えるものではないといえる一方で、本件各原告投稿記事における「変態野郎！」、「ほんと最悪な変態」等の言辞は、上記の事情を考慮してもなお、相手方の人格に対する否定的な評価の表現が侮蔑的に過ぎ、人身攻撃に及ぶものとして正当な論評の範囲を超えるものといわざるを得ず、上記アの判断枠組みに照らして違法性が阻却されるとは解し難い。

エ したがって、原告の上記イの主張は採用することができない。

- (４) また、本件各原告投稿記事につき、正当防衛として違法性が阻却されるか否かについて検討する。

原告は、本件各原告投稿記事は、いずれも被告が女子高校生等の写真を撮影してインターネット上に掲載することをやめさせようとしたものであり、女子高校生等のプライバシーをインターネット上に公開するという被告の不法行為から女子高校生等のプライバシーを防衛するために投稿したものであって、その行為には相当性も認められるから、正当防衛として違法性が阻却される旨主張する。

しかしながら、前記（２）ウのとおり、被告が特定の女性や女子高校生をもって写真の撮影や掲載をしている旨の原告主張の事実は認められない上、被

告

による女子高校生等を対象に含む抗議デモの参加者の写真の撮影や掲載をやめさせる意図に沿った方法としては、被撮影者のプライバシー保護のためにその撮影や掲載をやめることを求める旨を適切で穏当な言辞を用いて記載すれば足り、そのような意図によって直ちに上記（3）のような過度に侮蔑的な言辞を用いることが正当化されるものとはいえないから、本件各原告投稿記事の投稿をもって、女子高校生等のプライバシーへの急迫不正の侵害に対してこれを防衛するためにやむを得ず相当な方法や態様でされた行為として違法性が阻却されるものということとはできず、原告の上記主張は採用することができない。

6 争点6（原告に生じた損害）について

本件各被告投稿記事のうち、名誉毀損に該当する類型3投稿記事の摘示する事実は、前記2（2）ウのとおり、原告が抗議デモの参加者の動画データ等を公安警察に提供した旨及び自らの「子分」として支配する者らに集団リンチを命じ

た旨を内容とするものであるところ、原告が反原連の構成員又はその構成団体の主宰者として反原発等の活動を行っている者であり、上記の事実の摘示によって、原告が抗議デモの参加者のプライバシー侵害や集団リンチ等の違法行為及び自らの活動の賛同者に対する背信行為を行っているかのような印象を読者に与えるものであることを踏まえれば、これらの事実の摘示によって惹起された社会的評価の低下が原告に対して与えた精神的苦痛は重大なものであるといわなければならない。

他方で、類型3投稿記事は、第三者の投稿記事の文面のみに依拠して投稿され、それ自体が何ら記事内容の客観的な根拠や証拠を示していないものである上、被告は、「@SangitUyama」等のアカウントを用いる第三者から被告に対し記事内容の根拠を問いただす内容の記事を投稿された後も、何ら客観的な根拠や証拠を示していないこと（甲11, 12）、類型3投稿記事に対しては投稿の直後から多数の第三者の投稿記事において記事内容が根拠を欠く等の指摘が

されていること（甲12, 13）等に照らせば、一見してその信用性が乏しいことは容易に看取されるものであって、公刊の新聞、雑誌や周知度の高いブログ等に比べて公衆が広く閲読する蓋然性の相対的に低いツイッター上の投稿として掲載された類型3投稿記事による原告の社会的評価の低下は、客観的にみて必ずしも大きいものとはいえない。

以上の諸事情を総合考慮すると、類型3投稿記事による名誉毀損に起因して原告が被った精神的損害に対する慰謝料は、20万円と認めるのが相当であり、

その名誉毀損の不法行為と相当因果関係がある弁護士費用は、2万円と認めるのが相当である。

7 争点7（被告に生じた損害）について

前記4(1)のとおり、本件各原告投稿記事において、被告が抗議デモに参加した特定の女性や女子高校生を狙って撮影した写真を自らの投稿記事に多数掲載

している旨の事実が摘示された上で、「変態野郎」、「ほんと最悪な変態」等の

論評が付されたことによって、被告の社会的評価は低下し、被告はこれにより精神的苦痛を受けたものといえる。

他方で、前記5(2)ウ及び(3)ウにおいて説示したとおり、複数の女性本人の事前の同意を得ずにその写真を投稿記事に掲載したことはそれ自体が適切を欠いている上、これらの写真に付された前記4(2)ウ(ア)のコメントの表現にも適切さを欠くものが含まれており、これらの被告の行為は、社会的に一定の否定的な評価を免れないものといわざるを得ないから、これらの被告の行為を批判した本件各原告投稿記事それ自体によって生じた被告の社会的評価の低下は、当該記事が公刊の新聞、雑誌や周知度の高いブログ等に比べて公衆が広く閲読する

蓋然性の相対的に低いツイッター上の投稿として掲載されたものであることに照らしても、客観的にみて限られた範囲のものにとどまるというべきである。

なお、上記の点について、被告は、本件各原告投稿記事に起因する第三者の投稿記事において多大な批判を受けた旨主張するが、前記4(2)ウ(イ)のとおり、被告に対しては原告以外の複数の第三者からも複数の批判の記事が投稿されていることが認められるものの、それは、被告の相当数の投稿記事における女性の写真の掲載及びこれに付されたコメントの内容それ自体に対する批判であると認めるのが相当であり、本件各原告投稿記事に起因するものであるとは認め

難いから、被告の上記主張は採用することができない。

以上の諸事情を総合考慮すると、本件各原告投稿記事による名誉毀損に起因して被告が被った精神的損害に対する慰謝料は、5万円と認めるのが相当であり、その名誉毀損の不法行為と相当因果関係がある弁護士費用は、5000円と認めるのが相当である。

8 小括

- (1) 以上によれば、原告の被告に対する本訴の損害賠償請求は、22万円の限度で理由があり、被告の原告に対する反訴の損害賠償請求は、5万5000円の限度で理由があることとなる。
- (2) また、被告投稿記事④、⑰及び⑱並びに本件各原告投稿記事は、それぞれ原告又は被告に対する名誉毀損に該当し、これらの投稿記事がツイッター上に存続する限り、それによって侵害を受ける原告及び被告の名誉の回復は困難であるといえることができるから、民法723条に基づく名誉を回復するのに相当な処分として、原告及び被告の各請求により、これらの投稿記事についてそれぞれ原告又は被告による削除を命ずることとする（なお、本件各被告投稿記事のうち被告投稿記事④、⑰及び⑱以外の反原連を主体とする事実の摘示をするものについては、前記2(2)ア及びイのとおり原告に対する名誉毀損に該当するとはいえないから、原告がその削除を請求することはできないといわざるを得ない。）。
- (3) 他方で、原告及び被告のそれぞれ謝罪記事の掲載を求める各請求については、本件におけるツイッター上の投稿記事による名誉毀損の内容及び態様や

その前後の経緯等の諸事情を総合的に勘案すると、本件において、原告及び被告の名誉の回復のために、上記（1）の金銭賠償及び上記（2）の投稿記事の削除に加えて、謝罪記事の掲載が必要であるとまで認めることはできないから、

原告及び被告による上記各請求はいずれも理由がない。

第4 結論

以上の次第で、原告の被告に対する本訴請求は、主文第1項及び第2項の限度で理由があり、その余は理由がないからこれを棄却することとし、また、被告の原告に対する反訴請求は、主文第3項及び第4項の限度で理由があり、その余は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第4 1部

裁判長裁判官	岩	井	伸	晃
裁判官	大	黒	淳	子
裁判官	周	藤	崇	久

別紙被告投稿記事目録(<http://twitter.com/Thoton>)

番号	日付	時刻	ツイート内容
①	2013年12月7日	2:47	デモ主催者の反原連が情報を提供してるのでしょうか。@kikko_no_blog：官邸前の反原発デモに参加している市民のことを公安調査庁が調査・監視していたことが発覚。この事実は公安調査庁が公開した資料に明記してある。これは明らかに抗議行動に参加する市民を威嚇することが目的
②	2013年12月7日	11:03	やはり、反原連が公安に饗応され情報を提供していたのですか。彼らを反秘密保護法運動などから追放することが大事ですね@counter_mm実際にコミットしたことがあるからわかるけど、野間周辺とか反原連の病的な公安との親和性。具体的に言えば動画データを警察に渡してしまったりしていた
③	2013年12月8日	2:35	反原連は公安警察の写真撮影（情報収集+嫌がらせ）に対して抗議を全くしません。そればかりか、自ら、参加者の映像を公安に提供しているという未確認情報さえあります。
④	2013年12月8日	2:45	あなた方は憲法違反の公安警察の活動に抗議しないばかりか、参加者の動画データを彼らに提供してますよね？一方、JKの写真は撮るな！ですか？私は個人的にはJKには興味はないですよ@MisaoRedwolf初日も次の日もどんだけJKの写真あげてんだよ。お前の本性丸出し。変態野郎！
⑤	2013年12月8日	3:12	火のない所に煙は立ちません。反原連が参加者の動画データを公安警察に提供した、という関係者の生々しいツイートについて、反原連は納得のいく説明をすべきです。それをしなければ、人々は証言を真実と考えるでしょう。
⑥	2013年12月8日	3:21	@counter_mmさんが「実際にコミットしたことがあるからわかるけど野間周辺や反原連系の病的なまでの公安との親和性。具体的には動画データを警察に渡してしまったりしてた」と証言してますよ？@imaitko結局根拠ないってことでしょ。関係者の生々しいツイートってどれですか？

⑦	2013年12月8日	3:28	やっぱり、やってたのですね、ヒドい人達。参加者を騙し、裏で公安とつながっていたのか。
⑧	2013年12月8日	3:32	反原連が参加者の動画データを公安に売っていた、とする元関係者の証言について、反原連コアを自称するグループは、まともに反論をしていない。反原連は、私を非難するのではなく、納得のいく説明をすべきだ。
⑨	2013年12月8日	3:34	あなたの態度から、反原連は、公安への情報提供をやったと私は考えています。
⑩	2013年12月8日	3:39	やはり、反原連は抗議参加者の動画データを公安に売っていたのですね。受け取った金額はどのくらいだったのですか？洗いざらい、白状して下さい。
⑪	2013年12月8日	3:49	誤摩化さないで、白状して下さい。なぜ、参加者の動画データを公安警察に売ったのですか？借金があったのですか？
⑫	2013年12月8日	3:52	反原連はまともな反論をしようとしません。ですから、反原連が公安警察にデモ参加者の動画データを提供していた、とする関係者の証言はおそらく真実でしょう。人間は、ごまかす時、ああいう態度を取るものです。彼らがウソをついているのが、私には分かる。
⑬	2013年12月8日	3:54	やはり、借金返済のため、公安警察にデモ参加者の動画データを提供して見返りとして、金銭を受け取っていたのですね。納得のいく説明をして下さい。しないのなら、事実として私は認定します。
⑭	2013年12月8日	4:11	話を逸らさないで下さい。やはり反原連は公安警察からカネをもらって、デモ参加者の動画データを提供していたのですね？関係者のあの証言は事実なのですか？白状して下さい。疑惑が晴れるまで、反原連主催のイベントには絶対参加者しないよう、私は総力で呼び掛けます。
⑮	2013年12月8日	4:49	早くゲロしろよ。公安警察の手先なんだから。参加者の動画データをいくらで売ったの？そのカネで酒飲んで旨かった？@imaitko: 証拠なしで、思い込みで決めつけて「白状しろ」。冤罪の取り調べと同じ@sangituyama追い込まれましたね。早く白状しろ。
⑯	2013年12月8日	9:52	反論もせずに、私を誹謗中傷してるだけだと、噂はどんどん広がっていきますよ。@unspiritualizedRTやはり反原連は公安警察からカネをもらって、デモ参加者の動画データを提供していたのですね？関係者のあの証言は事実なのですか？白状して下さい。@SangitUyama
⑰	2013年12月11日	0:36	そちらのほうがよりの確ですね。そして、その目的は「反原連が抗議参加者の動画データを公安警察に提供した」という疑いをごまかすためです。@yura47gmailcom「ミサオ率いる反原連によるソトン氏への集団攻撃」が正確なタイトルかもしれませんね(・ω<) @naokoshy

⑮	2013年12月11日	1:25	そんな人なのですか。じゃあ、あの集団リンチも彼女が命じたのかもしれないね。怖くなりました。やはり、皆さん、関わらないほうが正解かも。@yura47gmailcomミサオ__自分に意に沿わない人物を子分たちに「非国民」と攻撃させてた
---	-------------	------	---

別紙被告投稿記事目録(<http://twitter.com/MisaoRedwolf>)

	番号	日付	時刻	ツイート内容
①		2013年12月7日	8:25	初日だけでなく次の日も、どんだけ特定のJKの写真あげてんだよ。お前の本性丸出し。誹読中傷デマ、どんなえげつないデマにも我慢してきたが、これには我慢できない。変態野郎!
②		2013年12月7日	8:42	@sanponekoまじキモイ。でも流石にこれは何とかしないとイケないのかな。。。。ほんと最悪な変態。
③		2013年12月8日	0:44	というかね、たいやきのJK問題に関しては、黒ツイート云々のな会話からしてわかるでしょうよ。時々現場でみかけるけど今回に限らず、特定の女性を狙ってずっと撮影してるところ、多くの人が目撃しているからねえ。
④		2013年12月8日	2:41	@nekomaster被害者続出ですね!私も以前「ミサオさんは好みのタイプ」とツイートされた事がありました。Twitterで半ストーリーングされてるし、気持ち悪いです。
⑤		2013年12月8日	6:08	ソトンの、抗議に来る女子高生や特定の女性を見る目がおかしい事は前々から感じてはいた。12/4にはこのようなツイートも。 (この女性は私も知ってる人。女子高生の写真付きツイートのスクショには配慮するが、彼女は成人なのでスクショごと)

別紙被告謝罪記事目録

私は、2013年、首都圏反原連及びミサオ・レッドウルフ氏に対してデマの流布、および根拠のない情報にもとづく誹謗中傷を数度にわたってツイッター上で行いました。これについて謝罪し、今後、そのようなことを行わないことを約束します。

以 上

別紙原告謝罪記事目録

私、ミサオレッドウルフこと篠藤操は、平成25年12月7日と8日、「@Thoton」のツイッター・アカウントを有するソトン氏を誹謗中傷する別紙一覧表のツイートをツイッター上に投稿し、ソトン氏の名誉を殿損し、

多大なご迷惑をおかけしました。このことを私は真摯に謝罪し、ソトン氏に心よりお詫び申し上げます。

以上

別紙

一覧表

番号	日付	時刻	ツイート内容
1	2013年12月7日	8:25	初日だけでなく次の日も、どんだけ特定のJKの写真あげてんだよ。お前の本性丸出し。誹謗中傷デマ、どんなえげつないデマにも我慢してきたが、これには我慢できない。変態野郎！
2	2013年12月7日	8:42	@sanponek。まじキモイ。でも流石にこれは何とかしないとイケないのかな__。ほんと最悪な変態。
3	2013年12月8日	0:44	というかね、たいやきのJK問題に関しては、黒タイツ云々のな会話からしてわかるでしょうよ。時々現場でみかけるけど今回に限らず、特定の女性を狙ってずっと撮影してるところ、多くの人が目撃しているからねえ。

4	2013年12月8日	2:41	@nekomaster被害者続出ですね！私も以前「ミサオさんは好みのタイプ」とツイートされた事がありました。Twitterで半ストーキングされてるし、気持ち悪いです。
5	2013年12月8日	6:08	ソトンの、抗議に来る女子高生や特定の女性を見る目がおかしい事は前々から感じてはいた。12/4にはこのようなツイートも。（この女性は私も知ってる人。女子高生の写真付きツイートのスクショには配慮するが、彼女は成人なのでスクショごと）

これは正本である。

平成28年1月27日

東京地方裁判所民事第41部

裁判所書記官 石川 ちぐさ